

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第六十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		別表		現行		別表	
路線名	指定区間	路線名	指定区間	路線名	指定区間	路線名	指定区間
百一 号	（略）	百一 号	（略）	百一 号	（略）	百一 号	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	青森市長島二丁目十番二から同市浪岡大字大釈迦字沢田百十三番二十まで、同市浪岡大字徳才子字山本百五番五十九からつがる市柏稻盛岡本九十七番一まで（五所川原市大字福山字広富二百八番一から同市字本町三十六番七を経てつがる市柏稻盛岡本九十七番一までを除く。）、能代市字芝童森五番十九から秋田県山本郡三種町鶴川字帆出三十番二まで及び秋田市金足大清水字堤下二十番一から同市八橋南二丁目六十四番六まで		（略）		（略）		青森市長島二丁目十番二から同市浪岡大字大釈迦字沢田百十三番二十まで、同市浪岡大字徳才子字山本百五番五十九から五所川原市大字太刀打字柳川二百六十六番一まで、能代市字芝童森五番十九から秋田県山本郡三種町鶴川字帆出三十番二まで及び秋田市金足大清水字堤下二十番一から同市八橋南二丁目六十四番六まで